

第185臨時国会における国家公務員制度改革関係法案の経過に対する談話

公務公共サービス労働組合協議会
事務局長 吉澤伸夫

1. 安倍政権が「成長戦略実行国会」と位置付けた第185臨時国会は、特定秘密保護法案や社会保障プログラム法案の強行採決に象徴されるように、官邸主導による与党側の強権的な国会運営が進められてきた。

政府・与党内の調整に相当の時間を要し、内閣人事局への機能移管の具体的運用の検討を先送るなど、対立を内包したまま国会審議・採決日程を優先し、11月5日に閣議決定された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（以下、「政府案」という。）は、11月22日の衆議院本会議において審議が開始された。民主党は、連合の要請と協議を踏まえ、政府案に対峙する「国家公務員の労働関係に関する法律案」等4本の対案を11月20日に提出し国会論戦に臨んだ。国会における審議は、付託された衆議院内閣委員会において、連合・公務労協が連日の傍聴行動を配置するもと、11月22日、27日、28日（参考人質疑）、29日、12月4日（予定）と延べ20時間に至る精力的議論が断続的に行われた。

2. 民主党は、国会審議において、政府案の追及と対案の国会合意をはかる一方で、対案の実現に向けた与党との修正協議を行った。

修正協議は、衆参両院で与党多数のもと、民主党の「幹部職員の特別職化」等7項目にわたる法案修正要求の実現は、極めて困難な状況が継続したが、12月3日に、合意に至った。修正合意は、要求項目の大半が与党から拒否されるもと、唯一、法律事項として「政府は、2016年度までに、国家公務員の定年の段階的な引上げ等の措置を検討する」が附則として追加（政府案の修正）されることとなった。

また、自律的労使関係制度の確立については、政府案が具体化する措置を一切講じていない一方、「引き続きの検討課題」としていることに対し、民主党は現時点において最善である対案を対峙した。しかし、その実現は政治的に不可能であることから、最低限の次善として、付帯決議において「政府は、自律的労使関係制度について、職員団体との合意形成に努める」を規定することで与党側と合意した。

3. 修正協議における合意事項は、ネジレが解消した極めて困難な政治情勢のもと、民主党の粘り強い対応により獲得したものである。また、これらの与野党合意により、幹部職員人事の一元管理や内閣総理大臣補佐官・大臣補佐官等以外の国家公務員制度改革に係る諸課題についての政府案に対する評価は、民主党が主体的に行うものである。

一方、与野党合意及び政府案の衆議院における最終的決着・採決は、次期通常国会に持ち越されることとなる。そして、国家公務員制度改革に関する議論と法案審議は、参議院に移行することとなるが、更なる政府案の追及と課題の解決への対応の強化が必要である。公務労協は、連合とともに、引き続き、労働基本権の回復と民主的な公務員制度の確立に向け、次期通常国会における対策に全力を傾注する。

以 上